

船舶事故調査報告書

平成27年5月21日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年11月16日 14時00分ごろ
発生場所	島根県益田市高島西方沖 高島灯台から真方位284° 10.3海里付近 （概位 北緯34° 52.69′ 東経131° 38.18′）
事故調査の経過	平成26年11月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 ^{しょうよし} 昭吉丸、14トン SN2-2640（漁船登録番号）、個人所有 21.90m×3.60m×1.50m、FRP ディーゼル機関、610kW、平成元年8月21日 第272-18891号（船舶検査済票の番号） B 漁船 ^{しょうえい} 昌栄丸、9.89トン YG2-7938（漁船登録番号）、個人所有 13.70m（Lr）×3.05m×0.97m、FRP ディーゼル機関、285kW（動力漁船登録票による）、昭和51年8月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年5月7日 免許証交付日 平成26年8月1日 （平成31年9月9日まで有効） B 船長B 男性 76歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和57年9月24日 免許証交付日 平成24年7月24日 （平成29年9月16日まで有効）
死傷者等	A 軽傷 1人（船長A） B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 右舷中央外板に亀裂、操舵室右舷前方を圧壊 B 左舷船首外板に擦過傷、左舷錨台折損

<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aほか5人が乗り組み、平成26年11月16日03時30分ごろ島根県浜田港を発し、高島西方沖の漁場において、夜が明けると、漁場にいた2、3隻の他の漁船と漁具等が交差しないよう注意しながら、それらの漁船から南方に離れた場所を選び、たいを目的とした底引き網漁を開始した。</p> <p>船長Aは、1人で操舵室において操業指揮に当たり、底引き網等を投入して短時間引き縄を引き、網を締めた後、機関のクラッチを中立にして船首を反転させ、西南西に向け、左舷中央部舷側にあるローラで船首方に伸びる引き縄を巻き揚げ始めた。</p> <p>A船は、引き縄を巻き揚げる反力で約2.5ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)となり西南西進した。</p> <p>A船は、船長Aが引き縄の巻揚げを監視していたところ、右舷至近にB船の船首を認めたものの、何もできず、14時00分ごろA船の右舷中央部及び操舵室にB船の船首が衝突した。</p> <p>船長Aは、船長Bと連絡先を交換し、衝突の事実を海上保安庁に連絡した後、浜田港に帰った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、02時30分ごろ山口県萩市江崎漁港を発し、高島西方沖の漁場において、夜明けを待ってあまだいを目的とした底はえ縄漁を開始した。</p> <p>船長Bは、13時45分ごろ漁場での操業を終え、自動操舵で針路を真方位180°に定め、約10knの速力として江崎漁港に帰ることとした。</p> <p>B船は、船長Bが走り始める前に前方に船舶がないことを確認し、遠隔操縦装置のコードを伸ばして後部甲板に移動し、前方を見ない状態で漁具の後片付けをしていたところ、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、船長Aと連絡先を交換して江崎漁港に帰った。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船の漁法は、1隻で行うかけ回し式底引き網漁で、最初に樽を投げ込み、片側の引き縄をくの字型に伸ばす途中で重りのチェーン、袖網及び袋網を入れた後、反対側の袖網、チェーン及び引き縄をまたくの字型に伸ばして樽を回収し、網が狭まる程度の短時間引き縄を引き、網を締めた後、船首を反転させて左舷中央舷側の船首方に伸びるローラで両側の引き縄を取り入れて網と魚を回収するものであった。</p> <p>A船は、底引き網漁の操業中で、鼓型形象物を表示しており、また、モーターホーンを装備していた。</p> <p>船長Aは、衝突直前までB船に気付かなかった。</p> <p>船長Aは、操舵室が圧壊したとき、潰れた壁板等が身体に当たり、浜田港入港後に病院で受診したところ、全治7日間の全身打撲と診断</p>

	<p>された。</p> <p>船長Bは、衝突したとき、後部甲板で転び、江崎漁港入港後に病院で受診したところ、1週間通院加療の顔面挫傷及び打撲と診断された。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、高島西方沖の漁場において、クラッチを中立として底引き網漁の操業中、船長Aが、引き縄の巻揚げに意識を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、衝突のおそれのある態勢で接近するB船に気付かずに操業を続け、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、衝突のおそれのある態勢で接近するB船に気付かなかったことから、モーターホーンを鳴らして警告信号を行うことができなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、高島西方沖の漁場において、操業を終えて南進中、船長Bが、後部甲板で漁具の後片付けを行い、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、操業中のA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、走り始める前に前方に船舶がないことを確認したことから、船首方に他船はいないものと思い、後部甲板で漁具の後片付けを行った可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、高島西方沖の漁場において、A船がクラッチを中立として底引き網漁の操業中、B船が南進中、船長Aが、引き縄の巻揚げに意識を向け周囲の見張りを適切に行わず、また、船長Bが、船首方に他船はいないものと思い、後部甲板で漁具の後片付けを行い、見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操業中の漁船の乗組員は、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・ 航走を開始するとき及び航走中は、前方を十分に確認し、周囲の見張りを適切に行うこと。

付図1 事故発生場所概略図

